平成２４年（フ）第３４号
沖縄県糸満市字兼城467番地　オメガハイツⅡ２－Ａ
債務者　上原はるな
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９号
沖縄県中頭郡西原町字内間411番地の２県営内間団地10棟402号
債務者　知念　直也
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２００号
宮城県栗原市築館字横須賀山口106、住民票上の住所仙台市泉区実沢字男生山５番地の14　36Ｂ―12Ｌ
債務者　加藤　　芳
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
宮城県大崎市古川旭１丁目４番７号　サニーハイツ106号、従前の住所仙台市泉区黒松１丁目27番２号　カーサ黒松102
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮城県栗原市築館字城生野大堀106番地
債務者　高橋　　紘
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８６３号
京都市右京区梅津中倉町26番地　ヴィラＤｏ303号
債務者　大矢喜久恵
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
京都市南区久世上久世町542番地　パークテラス桂川442号
債務者　渡邊隼之介
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
京都市東山区祇園町南側570番地53　八坂窪田ビル２―303号
債務者　田中　宗徳
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２０号
神戸市兵庫区神田町26番５号、申立時の住所兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の76
債務者　髙橋　　**誼**
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２１号
神戸市兵庫区神田町26番５号、申立時の住所兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の76
債務者　髙橋　綾野
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
広島県呉市広小坪２丁目13番15―504号、申立時の住所広島県呉市仁方西神町14番44号
債務者　坂根　弘司
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４１１号
徳島県徳島市渋野町宮前125番地
債務者　川原由香理
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
沖縄県石垣市字登野城469番地
債務者　宮良　當和
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第３２号
北海道旭川市東旭川町下兵村252番地　医療法人社団旭川圭泉会病院、住民票上の住所北海道旭川市神居２条11丁目１番３号
債務者　三浦　　昌
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
福井県三方上中郡若狭町三方第25号10番地
債務者　清水　桂子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第７号
岩手県八幡平市大更第18地割50番地56　晴山荘10号、旧住所岩手県二戸郡一戸町中山字大塚60番地14
債務者　中嶋　繁一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２号
岩手県花巻市椚ノ目第４地割60番地
債務者　瀬川　幹雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部